

岐阜県公報

第 三 百 十 九 号

令 和 四 年 七 月 二 十 九 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知
保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更
道路の供用開始

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の変更
施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消

公 示

土地改良事業計画の変更の適当の決定
落札者等に関する公示

(人 事 課) 三二七
(環 境 管 理 課) 三二七

(森 林 保 全 課) 三二九
(同) 三二九
(道 路 維 持 課) 三二九
(同) 三二九

(選 挙 管 理 委 員 会) 三二〇
(同) 三二〇

(農 地 整 備 課) 三二〇
(産 業 技 術 総 合 セ ン タ ー) 三二二

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十五号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。
本則第二号の表災害医療コーディネーターの項の次に次のように加える。

災害時小児周産期リエゾン

日 額 一 三 七 〇 〇 円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十六号

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

令和四年七月二十九日

岐阜県公害防止条例施行規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号中「三の項及び四の項」を「二の項及び三の項」に改める。

第二十七条第二項中「次に掲げる」を「食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる」に改め、同項各号を削る。

第二十七条の二第三項中「次に掲げる」を「食品衛生法施行令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる」に改め、同項各号を削る。

別表第二中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とし、四の項を三の項とする。

別表第三一の表中「単位 g/m^3 」を「単位 g/m^3 」に改め、同表一の項を削り、同表二の項中「二の項」を「一の項」に改め、同項を同表一の項とし、同表備考一中「 g/m^3 」を「排出基準」に改め、「換氏」を削り、「(ケラム)」を「(ト)」に改める。

別表第三二の表中「単位 mg/m^3 」を「単位 mg/m^3 」に改め、同表一の項中「三の項」を「二の項」に改め、同表二の項中「四の項」を「三の項」に改め、同表備考一中「 mg/m^3 」を「排出基準」に改め、「換氏」を削り、「(ミリグラム)」を「(ト)」に改める。

別表第六中「単位 mg/m^3 」を「単位 mg/m^3 」に改め、同表備考一中「 mg/m^3 」を「規制基準」に改め、「換氏」を削り、「(ミリグラム)」を「(ト)」に改める。

別表第八六の項中「廃棄洗浄施設」を「排気洗浄施設」に改める。
別記第二号様式別紙一中

規	伝 熱 面 積 (㎡)		
模	バーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算 1/h)		
	火 格 子 面 積 (㎡)		

を

規	バーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算 1/h)		
模	火 格 子 面 積 (㎡)		

1 別表第六中「単位 mg/m^3 」を「 mg/m^3 」に改め、同表備考一中「 mg/m^3 」を「排出基準」に改め、「換氏」を削り、「(ミリグラム)」を「(ト)」に改める。

2 排出ガス量及びばい煙量については温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（以下この2において「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものである。同表第六中「単位 mg/m^3 」を「 mg/m^3 」に改め、同表備考一中「 mg/m^3 」を「排出基準」に改め、「換氏」を削り、「(ミリグラム)」を「(ト)」に改める。

3 排気機の風量及び排出ガス量については温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（以下この3において「標準状態」という。）における量に、濃度については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものである。

附 則

- 1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現行この規則による改正前の岐阜県公害防止条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合において、この規則による改正後の岐阜県公害防止条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用しつづけることができる。

告示

岐阜県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和四年七月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

恵那市中野方町字飯沢二六三の三、二六六の二四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年七月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市奥飛騨温泉郷神坂字水上二六二の一、一六二の二、一六二の六から一六二の八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年七月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	美並良線 明和宝	郡上市美並町白山字頓屋敷五〇〇番一地先から同市同町同字羽佐古洞五三四番八一地先まで	前 後	五〇 一六・五 ル(メートル)	三〇六・三 三〇六・三 ル(メートル)	

岐阜県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年七月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定の告示年月日ほか)
県道	北南濃勢線	海津市南濃町庭田字奥谷一〇五三番一地先地内	五九四	令和四・七・二九	令和三・二・二

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の報告があつたので、その旨告示する。

令和四年七月二十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

名称の変更

変更後	変更前
医療法人社団誠道会 各務原ウハビリクリニック介護医療院	医療法人社団誠道会 介護老人保健施設 菜の花

岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨告示する。

令和四年七月二十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消す施設の名称等

名称	所在地
特別養護老人ホーム 千寿の里	瑞浪市山田町1018 1

公 示

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
養老町大巻土地改良区	養老町大巻地区	養老町役場	令和四・七・二九から八・二九まで

落札者並びに監事の公告

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者並びについて公告する。

令和四年七月二十九日

岐阜県庁 中 田 謙

- 1 調達物品の名称及び数量 車載機器EMC試験拡張システム 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 4 年 5 月 27 日
- 4 落札者を決定した日 令和 4 年 7 月 7 日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都世田谷区玉川台 2 28 5 コソド玉川台
株式会社テクノサイエンスジャパン
代表取締役 山田 和謙
- 6 落札金額 40,700,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県産業技術総合センター総務課管理調整係
 - (2) 所在地 関市小瀬1288

令和四年七月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社